

第12回 幹事会の概要（委員報告用）

日時：平成27年9月25日（金）13：00～14：10

場所：農林水産省三番町分庁舎会議室

出席：関係団体

全国い生産団体連合会 専務理事 本島敏朗
全日本畳事業協同組合 理事長 増田勇、副理事長 浅井忠雄、副理事長
小杉真弘、副理事長 今野義雄、専務理事 米花俊
明、 理事 石河恒夫、理事 長谷川秀男
全国い製品卸商業団体連合会 会長 佐々木徹
全国畳材料卸商組合連合会 会長 藤井健司
全国畳産業振興会 会長 神邊録一
全日本JIS畳床工業協同組合 専務理事 須賀茂春、事務局長 中田正美
全日本ISO畳振興協議会 会長 長田久富、副会長 深澤利幸、理事 角田
和春

：オブザーバー

日本建築士連合会 黒田幸弘
押出発泡ポリスチレン工業会 事務局長 中尾哲朗
東海機器工業株式会社 取締役 秋山正人
経済産業省 課長補佐 横瀬栄二
農林水産省 専門官 足立教好、課長補佐 田久保邦彦、虎尾健志

議事概要：

1 公正取引協議会の設立に向けての3委員長からの報告

○公正取引協議会運営費についての徴収方法について

（神邊）まずは、公正取引協議会検討委員長からご説明いただきたい。

（本島）本日午前中の幹事・3委員長会議で、資料のA案を元に公正取引協議会会費の徴収案を検討したので報告したい。

（以下、徴収案について説明。概要としては下記のとおり）

- ・A案とB案を用意したが、A案を一部修正したものを採用。
- ・畳店は、全日畳、ISO畳とその他の主要な畳組合の加盟業者は600円とし、非加盟業者は12,000円とする。
- ・流通業者は、全い商連と全畳材の加盟業者が6,000円、商社会の加盟業者は12,000円、非加盟業者は12,000円とする。なお、輸入業者に関しては、元々は生産者と同グループとしていたが、大半は流通業者と重複しているため流通業者としてのみ会費を徴収するものとする。
- ・生産者については、全い連の加盟者は1,000円、非加盟生産者、非加盟業者は12,000円とし、工業表製造業者は12,000円とする。
- ・畳床製造業者に関しては、JIS床とその他主要な畳床組合の加盟業者は600円、非加盟業者は12,000円とする。
- ・その他として、上記以外の畳関連業界の業者については12,000円とする。

・主催 8 団体については、50,000 円とする。

(神邊) ちなみに、上記のとおり徴収した場合は、合計 13,897,800 円となる。

(石河) グループ A (豊店) の非加盟業者の附加金を 11,400 円とすると、500 業者全体で 570 万円となるが、全日豊や主要な豊組合に加入すればこの分がなくなる。また、この人達が規約に参加しなければ 600 万円の会費は全く入らない。予算を組む際にはこの分は入れない方がいいのではないか。

(増田) 今回検討したのは、団体の組合員や非加盟業者が協議会に参加する際に必要な会費についてであり、予算とは別なので、予算の際はその分を除外して検討すれば良い。

(本島) その件は了解した。

(神邊) それでは、予算は 800 万円程度になるということか。

(本島) 当初計画が 900 万円だったので、近い額ではある。

(中尾) 現在、押出発砲ポリスチレン工業会は、オブザーバーとして参加しており、規約そのものには賛同している。ただ、今回の会費案ではオブザーバー等の関連業界に対しても会費の徴収をすることとなっているが、以下の点にご配慮いただきたい。

- ・ (規約の対象業者ではないその他のグループは) 会費ではなく、例えば協賛金という形になるのではないか。
- ・ 各団体、業者として協賛金もしくは会費を支出するためには、通常は支出の是非を検討するための審議が必要となる。そのため、協賛金 (会費) の根拠として、協議会の支出額を固定費と変動費で明確に分けた詳細を示す等のことは、して欲しい。

(神邊) 承知した。

(増田) 生産者のグループの会費の合計が、当初の各グループ 300 万円の案から大幅に少なくなっているが。

(藤井) 現在の案では、112 万円となっている。

(本島) 元々、生産者と輸入業者のグループだったが、輸入業者は全て流通業者のグループに含まれることになった事情がある。

(増田) しかし、当初、各グループが 300 万円ずつ拠出し合計 900 万円という計画だった。今回の案ではそれと異なる形になるので、その点は一度きちんと議論しておく必要がある。

(石河) 最近の消費者庁とのやり取りの中で、公正競争規約が豊の技量・質・完成度といった豊店サイドが期待していた主旨ではなく、豊の素材の表示という側面が強く必要とされている事が分かってきたと思う。豊店はそのための表示・説明等の手間が必要とされるので、規約の導入により生産者側の受けるメリットは大きいという事が言えるのではないか。そもそもこの規約作成の経緯は国内産地からの要望だったこともあるので、生産者は年間千円の負担金をもう少し払ってもいいのではないかと思う。

(本島) 当初は生産者と輸入業者で全体の 1/3 を負担することにしていた。しかし、流通している豊表の約 7 割を扱う輸入業者がほぼ流通業者と重複しており、流通業

者と輸入業者の会費を重複して負担するのは無理とのご意見があったためこの案になっている。全体の約2割のシェアの生産者（と工業表業者）が負担する額として見ていただきたい。

（石河）ただ、その他のグループ等では附加金として、11,400円がついているのに、生産者グループは附加金は400円のみというの少ないのではないか。

（本島）畳店グループの附加金は0円であり、さらに少ない。そういう事を言い出すとまとまらなくなる。現在の案は、それぞれの業界からのご意見、ご事情を組み込み、議論して作成したものあることをご考慮いただきたい。

（増田）会費については、当初、畳店、流通業者、生産者・輸入業者の各グループ300万円ずつという事で決まっておき、畳店グループはその額を徴収できる見込みである。他のグループ内における分担の方法については、決まるものも決まらなくなるので、口を出す気はない。ただ、今回の案では、生産者・輸入業者のグループとして想定していた額が300万円を下回っているの、その是非と、協議会の支出が今回の徴収額の範囲内で収まるのかどうかということについては、確認させて欲しい。

（本島）当初は生産者と輸入業者で300万円を負担する予定だった。しかし、輸入業者から、実際は流通業者と重複しているの、輸入業者として予定されていた額は負担できないとの申し入れがあった。その後、何度も議論し、調整した案であることと、会費の総額が当初案と近い額になっていることを考慮して欲しい。

（神邊）色々ご意見があると思うが、これ以上議論してもまとまらないため、この件についてはこれで収めていただきたい。

○消費者庁とのその後の相談について

（浅井）9/3に消費者庁と規約案についての打合せを行ったので、報告する。

（以下、消費者庁との打合せの概要（畳類公正競争規約関係）についての説明。）

この、消費者庁との意見交換を元に、今後は規約案を修正していくが、その方針を説明する。

（以下、「畳類の表示に関する公正競争規約」修正案の骨子についての説明。主な内容は以下のとおり。）

- ・畳類や事業者等の定義（第3条）については改めて整理する。特に事業者については、標準産業分類を参考に、畳店にあたるものを「畳製造販売業者」、畳表や畳床の生産者を「畳表・畳床製造業者等」、流通業者や輸入業者を「畳表・畳床販売業者」という名称とすることを検討する。
- ・適用範囲（旧第4条）は、削除を検討する。
- ・商品説明時及び納入時の必要表示事項（第5条）のうち工務店等からの受注に関しては、畳店が工務店等へ表示（提示）する事項のみを規定する。
- ・業者間取引の情報伝達（トレーサビリティ）（第6条）については、規約への記載は簡素化し、詳細は施行規則以下に規定。
- ・特定用語（第8条）については、規約としては「客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ具体的数値等の事実を付記すること」と規定する。なお、これまで検討していた最高級品、高級品の規定については、消費者庁から規

約への記載は難しいといわれているが、どのような扱いとすれば良いかを消費者庁と相談していく。

今後は、この骨子に従って、規約案を修正しながら、なるべく早い内に消費者庁と相談して、皆様に報告したいと思っている。

○協議会への加入促進について

(藤井) 調査広報委員長が欠席のため代理で説明する。協議会の主催8団体の会員に関しては、自動的に協議会の会員となる。畳組合に非加盟の畳店に対しては、まずは協議会の主催団体である全日畳かISO畳への加入を促すものとする。その勧誘は、材料商、商社会、機械メーカーから行うが、その発信元となる47都道府県の子材料商の代表をピックアップしている。そのメンバーに対して勉強会を開いて徹底していきたい。

なお、規約に関する情報を、工務店、ハウスメーカーや一般消費者へどう発信するかについてご意見いただきたい。調査広報委員長からは、規約成立後の畳の表示について視覚的に分かりやすい説明を漫画的なポスターですることのご提案をいただいている。また、インターネットを使った周知の案もでてい

る。なお、個々の畳店の規約への認知を高めるためには、畳店の顧客となる工務店等から畳店に働きかけてもらうことが効果的であるというご意見もいただいている。

(黒田) 建築士会としては、建築士に対して情報を流すことは出来る。しかし、工務店に関しては、建築士が係わっている案件ならば建築士から工務店に公正マークの必要性を説くことは出来るが、社内に建築士を抱えている大きな工務店に対しては、建築士会からは働きかけはできない。よって、工務店に対しては、工務店の業界団体か、畳店から働きかける必要がある。

(浅井) 畳店に対しては、発注者からの働きかけが一番有効。建築士会、工務店サポートセンター、宅建や不動産関係等の各業界団体へお願いし、各団体から文書で業界内へ周知することにより、工務店から畳店に対して公正マークを求めてもらうようにすることが望ましい。国、県、市町村に対してもそれぞれ出向いて、公正マークを貼るとい

う特記事項を設けるように働きかける。一般消費者に公正マークを認知いただくことが一番難しい。店頭表示を見てくれないし、一軒づつお知らせするわけにもいかない。これは、業界全体が同じ方向を向いて行動していくしかない。

(中尾) 畳業界のルールを、発注者から畳店に周知するというのは筋が違

2 その他

(中尾) 協議会の立ち上げは、いつを予定しているのか。

(神邊) 来年3月を予定している。

(中尾) その時期は確定しているのか。延期することはないか。

(神邊) 皆様のご協力次第と考えている。